

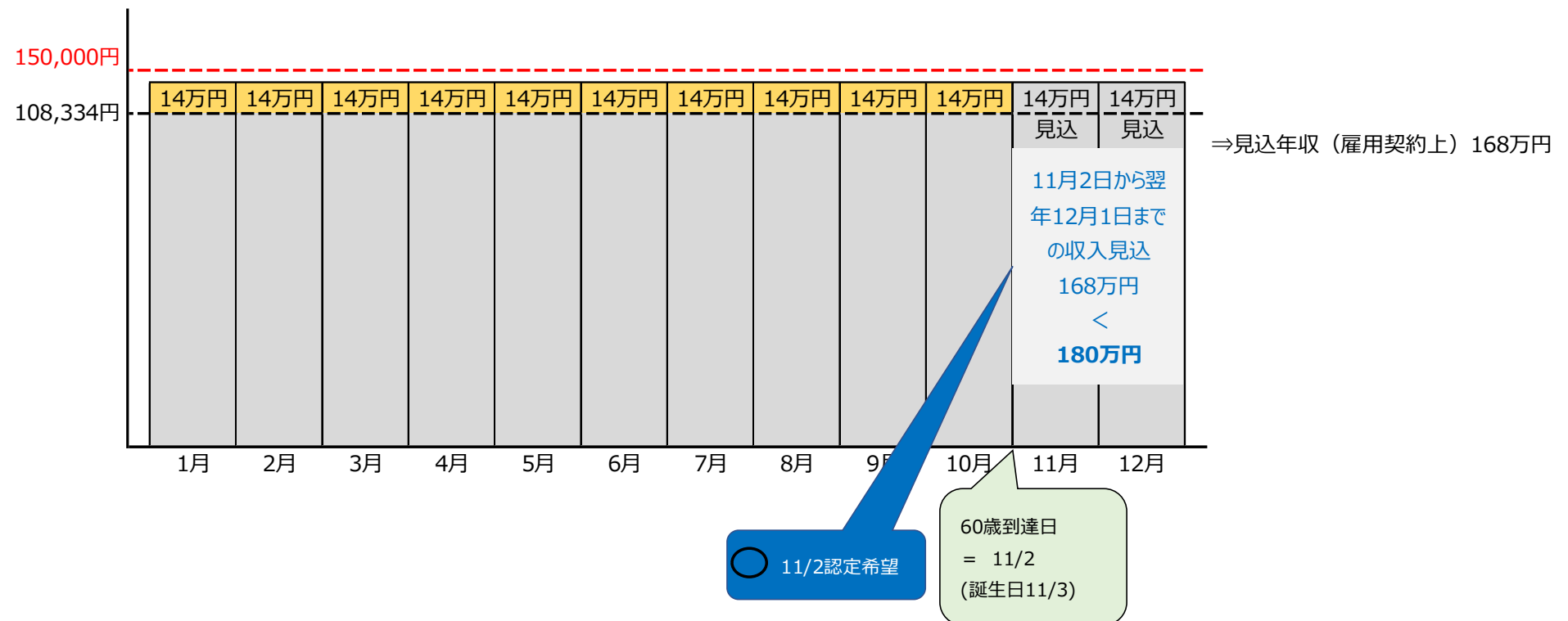
これから被扶養者認定を受ける者（新規認定）

※収入要件以外の扶養認定要件を満たしているものとする。

※60歳到達時点で判定する。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算される）。

【60歳到達に伴う新規認定】

- ・11月2日時点の年齢が60歳。
- ・11月2日時点の見込年収が認定基準額（年間180万円未満）を超えないため認定できます。



現在、被扶養者認定を受けている者（継続認定の可否）

※収入要件以外の扶養認定要件を満たしているものとする。

※60歳到達時点で判定する。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算される）。

【60歳到達前に収入超過で資格喪失】

- ・11月29日時点の年齢が60歳。
- ・給与が支給されたのは11月15日だが、この時点では60歳未到達のため、認定基準額は年間130万円未満。
- ・この年の1月1日から11月15日までの収入を累計した結果、年収130万円以上の実績となったため、超過した月の初日（11月1日）に資格喪失します。

